

住民税の申告書と記載について

申告書は2色で色分けしてありますので、自力記載をお願いします。なお、様式は昨年度と変わっています。

(1) 赤紫色囲み部分：あなたの収入・支出金額や支払先、扶養者名など該当する項目に必ず記載してください。

(2) 濃緑色囲み部分：特別に計算や記載を必要としない部分。

ありのままの収入・支出金額等を記入し、左記の申告に必要な書類を添付

すれば、税額算出のための計算は必要ありません。しかし、申告内容によっては確定申告に切り替えていただく場合もあります。

申告書には住民税申告の手引き等を同封します。手引きを見ても収入(所得)や所得控除の記入の仕方が不明の人は、電話で問い合わせるか、住民税の申告当日に関係書類を持参してください。そして申告相談担当職員と一緒に申告書を作成して、期限内に申告提出)してください。扶養控除の基本的な目安は、広報しろね1月1日&15日合併号や申告の手引きをご覧ください。

申告に必要な書類【郵送の場合は原本を添付してください】

- 1 平成11年度市民税・県民税申告書
(届いたら必ず開封して記載してください)
- 2 印鑑(認め印など)
- 3 収入(所得)や経費の明細等が確認できる書類…収支明細の内訳書、源泉徴収票(給与・年金等)、農業所得のお知らせ、給与明細書、その他の収支帳簿(申告書に記載済みの人は不要)など
※配当所得があり税額控除を受ける人は、所得税の確定申告に切り替えていただく場合があります。
- 4 各種所得控除を受ける人
 - ①雑損控除…り災証明書(盗難や災害等の証明書)、畳代等の領収書
 - ②医療費控除…支払医療費の領収書、医師の証明書(おむつ証明書など)
 - ③社会保険料控除…国民健康保険税、国民年金保険料、厚生年金保険料、雇用保険保険料、農業者年金保険料等の支払金額の証明書
 - ④生命保険料・損害保険料控除…一般生命保険料、個人年金保険料、損害保険料を支払った人の証明書
 - ⑤障害者控除…障害者福祉手帳、医師の診断書など(郵送はコピー可)
 - ⑥配偶者控除や配偶者特別控除…配偶者の所得証明資料
 - ⑦その他…控除を受けたい関係書類や帳票(寄付金、小規模企業共済等掛金の支払証明書など)

その他

- 1 市民税と県民税
県や市の仕事は、日常生活に結びついた身近なものばかりです。住民税は、これからの行政サービスを提供するために必要な財源として、住民の皆さんから所得に応じて分担していただくものです。この市民税と県民税を合わせて「住民税」と呼んでいます。
- 2 税額控除
(1) 分離課税がある場合は、譲渡などの種類によって計算方法や税率が異なります。
- (2) 配当控除は、課税総所得に占める配当所得の区分により、一定の算式で税額控除が受けられます。
- (3) 外国で得た所得については、一定の方法で税額控除が受けられる、外国税額控除があります。
- 3 その他
(1) 住民税には住宅取得等特別控除の適用はありません。
- (2) 今後、税法等の改正が行われた場合、新税法の適用もあります。

税務署からのお知らせ

次のような人は所得税の確定申告が必要です。

- 自営業の人や不動産所得のあった人
- 給与所得者で年末調整がされていない人や給与以外に20万円を超える所得がある人
- 給与所得者で2カ所以上から給与等の支払を受けている人
- 土地や建物を売却した人

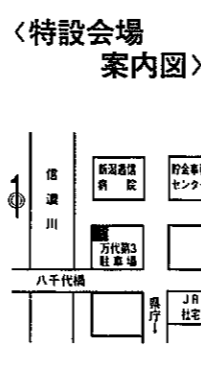
■問い合わせ 新潟税務署 ☎229・2151

万代シティ(八千代)に特設会場を設置

新潟税務署では特設会場を設置し、サラリーマンや年金受給者などの申告を受け付けます。ただし、事業所得や譲渡所得のある人は特設会場では対応できませんので、税務署で申告してください。

■とき 2月1日(月)～3月15日(月) 平日の午前9時～午後3時

■ところ 万代シティ第3駐車場内特設会場(新潟市八千代)



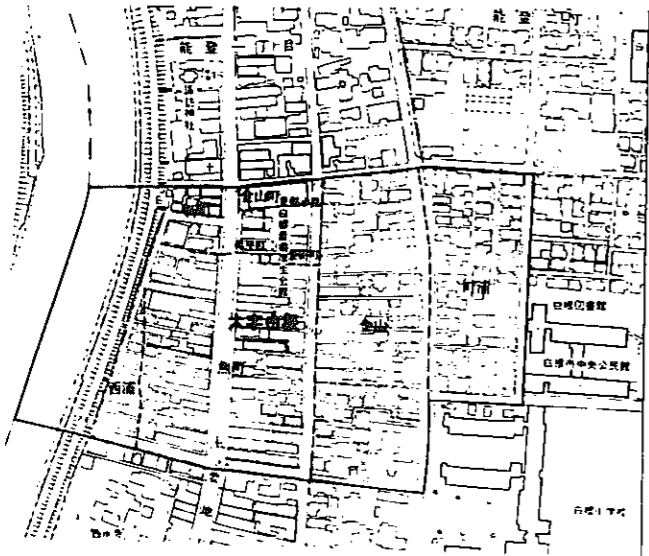
住居表示

3月1日から 大字白根の一部を 魚町に変更します

昨年11月2日、住居表示審議会が市役所で開催され、審議・検討の結果、市の諮問どおりとすることを市長へ答申しました。

その後、大字白根の一部(魚町1～6)の住居表示が12月定例市議会にて可決されたので、3月1日から左図の箇所、大字白根の一部が魚町に変わります。

▼住居表示変更前



▼住居表示変更後



3月1日から大字白根の一部(住居表示変更前図参照)が魚町○番△号になります。
※変更後の①～④は街区符号です。

変更前 変更後
(例) 白根市大字白根○○番地 → 白根市魚町○番△号

- 街区表示板と住居番号表示板が取り付けられます
住居表示が実施されると、町の電柱や建物には「街区表示板」が、各家庭や事務所の玄関など見やすい所には「住居番号表示板」がそれぞれ付けられ、だれでもすぐに住所が分かるようになります。
- 新しい住所等の表示方
住居表示の実施で、新しい住所は町名、街区符号、住居番号を組み合わせて次のように表します。
- ▼現在の表示方
大字名 地番
白根市大字白根○○番地
- ▼新しい表示方
町名 街区符号 住居番号
白根市魚町○番△号

▼土地台帳と登記簿の物件表示の表示方

白根市魚町○○番
▼戸籍(本籍)の表示の仕方
白根市魚町○○番地

ただし、戸籍の表示は、本人の届け出(転籍届)によって「街区符号」で表示することができます。その場合は、次のようになります。

●手続きの一部をお願いします

住居表示実施に伴う戸籍の表示や住民票、印鑑証明書など公簿類の住所変更は、市や関係機関で行いますが、一部皆さんから手続きをしてもらうものもあります。その場合、変更申請の手料は、掛かりません。また、変更になったことの証明書は無料で交付されます。

●お願い

白根地区(旧町部)では、大字の地域が広く、大字の飛び地や番地の乱れも多いため、番地で住所判断をするのが非常に不便な状態です。市では、今後そのような地域を対象に、住居表示を実施していきたいと考えています。そのためには、住民の皆さんの協力がなければ実現しません。住居表示の趣旨を十分理解していただき、ご協力をお願いいたします。